

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十六年六月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 処分をした年月日

平成二十六年六月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
南和興産株式会社	吉野郡大淀町大字下湊一六三五番地の一七	村上 尚助	奈良県知事許可（般二二）第一三四九六号
有限会社回盛堂	葛城市太田八八八番地	佐野 謙二	奈良県知事許可（般二二）第五八五四号
ニッソー有限公司	奈良市東九条町六二二番地の三	岸本 真治	奈良県知事許可（般二二）第一五七一六号
株式会社池浦建設	香芝市上中一三四番地の一	池浦 和正	奈良県知事許可（特二二）第一三三七一号
株式会社神原工業	葛城市笛堂六〇二番地	神原 卓	奈良県知事許可（般二四）第一一二五二号
有限会社テラダエツ	北葛城郡王寺町明神三丁目九番一八号	寺田 幹士	奈良県知事許可（般二二）第一四七四五号

三 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づく建設業者の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

営業所の所在地を確知できないため、平成二十六年四月十一日付け奈良県公報第二千五百六十八号でその旨を公告しましたが、公告の日から三十日を経過しても申出がありませんでした。

このことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当します。

五 教示

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に奈良県知事に対して異議申立てをすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、異議申立てをすることができません。）。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は、奈良県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（当該決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、当該決定があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、処分の取消しの訴えをすることができません。）。